

「相続税法基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 11 号）等の施行に伴い、「相続税法基本通達」及び「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」を次のとおり改正するものです。

【主な改正のポイント】

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等が見直されたことなどに伴い、それぞれの規定等について、法令解釈に当たり留意すべき事項等を定めるほか所要の取扱い等を整備する。